

# 令和2年度採用 社会福祉法人北区社会福祉協議会 生活支援員募集要項

北区社会福祉協議会では、下記のとおり生活支援員を募集します。

## 記

### 1. 募集内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 募集人員   | 若干名  |
| (2) 勤務地    | 北区社会福祉協議会事務局及び原則区内で福祉サービス利用援助事業専門員（以下、「専門員」）の指示する場所  |
| (3) 職務内容   | 1. 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する次の業務<br>（1）福祉サービスの利用援助<br>（2）日常的金銭管理サービス<br>2. 援助に関することの報告業務   |
| (4) 雇用期間   | 令和2年4月1日～令和3年3月31日   |
| (5) 契約更新   | 雇用契約の更新について双方の合意があった場合、契約更新があります。<br>ただし、以下の場合は、契約更新しない場合があります。<br>① 懲戒処分に該当する行為があった場合<br>② 解雇事由に該当する行為があった場合<br>③ 組織変更等の本会の業務の都合により担当業務が次年度行なわれないことが明らかになり、かつ、代替業務がない場合 |
| (6) 資格・経験等 | 福祉活動に理解と熱意がある方。<br>*民生委員及びホームヘルパー等との兼業はできませんので、ご了承ください。  |
| (7) 基本賃金   | 日給<br>援助、事務連絡、指定された研修の勤務について以下のとおりの日給を支払う<br>1時間までの勤務 1,050円（予定）<br>1時間をこえて3時間までの勤務 3,150円（予定）<br>3時間をこえて5時間までの勤務 5,250円（予定）<br>※以降1時間ごとに1,050円（予定）                      |
| (8) 通勤手当   | 通勤交通費実費支給（上限440円）  |
| (9) 賞与     | なし   |
| (10) 昇給    | なし   |
| (11) 退職金制度 | なし   |
| (12) 勤務時間  | 8:30～17:15の中で専門員の指示する時間（原則6時間未満）   |

- (13) 休憩時間 原則として、なし
- (14) 退職に関する事項 定年制 なし  
自己都合退職の手続（退職する14日前までに届け出ること）  
解雇の事由及び手続  
（臨時職員要綱第11条、第12条、第35条～39条による）
- (15) 休日 毎週土・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）  
1. 年次有給休暇 法令に基づき、勤務実態に応じた比例付与  
2. その他の休暇 原則として、なし
- (16) その他  
1. 社会保険 なし  
2. 雇用保険の適用 なし  
3. 労働者災害補償保険の適用 あり  
4. その他（権利擁護事業賠償責任保険、傷害保険加入）
- (17) 特記事項 この労働条件通知書及び労働契約書に定めのない事項については、臨時職員要綱による。

## 2. 応募・選考

- (1) 説明会の参加 令和2年2月4日(火)10時～11時  
令和2年2月14日(金)2時～3時  
\*いずれか1日参加
- (2) 応募方法 以下2点を本会 権利擁護センターあんしん北苑に郵送またはご持参ください。  
①履歴書（指定書式なし）  
②志望動機（A4用紙1枚程度、自由記述）  
※郵送される封筒の表に「生活支援員応募」と朱書きしてください。  
※郵便事故は責任を負いかねます。
- (3) 募集期限 令和2年2月25日（火）必着
- (4) 選考方法 適性検査及び面接試験
- (5) 選考試験日 令和2年3月10日（火）9時00分～12時00分  
※一人あたりの面接時間は15分程度です。応募人数により終了時間は前後します。
- (6) 試験会場 岸町ふれあい館（北区岸町1-6-17）1階 第2集会室

## 3. 応募及び問い合わせ先

社会福祉法人北区社会福祉協議会  
権利擁護センターあんしん北 募集担当  
〒114-0021 東京都北区岸町1-6-17  
電話03（3908）7280/FAX03（3905）4653